

東京の区からみた大阪都構想

前中野区長 田中大輔

要点

1. 東京の特別区とは全く違う大阪特別区。遥かに進んだ自治体を実現する
2. 大阪都構想の実現は東京の区にとって、大きく変わるきっかけになり得るインパクト
3. しかし、これまで誰も考え付かなかった新しい試み。道のりはまだ平坦ではなさそう
4. 大阪のポテンシャルを最大限に引き出す新たな都をつくれるか
5. 身近な自治体である区の良さや魅力を市民にどれだけ伝えられるか

大阪と東京 特別区の比較

網掛け部分に注目!!。東京23区の自治権の貧弱さが見える。大阪の特別区の新しさと難しさも見える

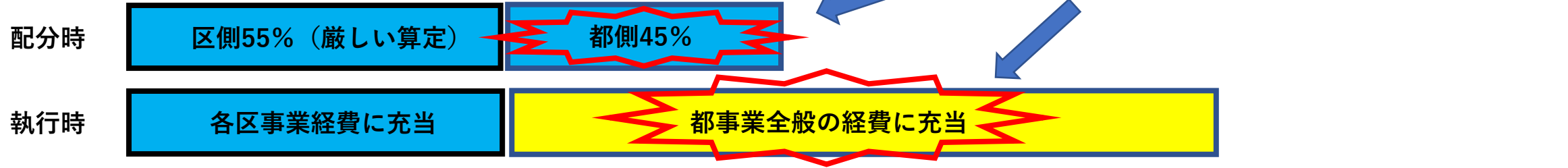
	大阪	東京
区の数	4	23
沿革	府市の再編 24の行政区を統合再編	戦前の行政区から移行
人口	60～75万人	6～90万人
区の事務権限	中核市を基本に政令市・府の一部の事務	一般市並みプラス保健所設置市
市権限の内、府・都の権限となるもの	現府・市が行っている広域事務の内、列挙するもの（限定列挙）	大都市行政の一体性及び統一性を確保する事務（概括規定で無制限）
財源構成	個人市民税、市町村たばこ税、軽自動車税等	個人市民税、市町村たばこ税、軽自動車税等
財政調整の財源	法人市民税、固定資産税、特別土地保有税、法人事業税交付金相当額、地方交付税交付金相当額	法人市民税、固定資産税、特別土地保有税、法人事業税交付金相当額
財調の配分率	区78.7%対府21.3%	区55%対都45%
目的2税の取扱い	目的2税交付金として交付。実績見合いで区53%対府47%	都市計画税のみ実績に関わらず、都の予算で交付
交付金の特例	特別区設置から10年間、20億円を加算	—
都区協議会	4区長と府知事で構成。協議不調に備え第3者機関を設置	8区長と都知事及び都知事が指名する都職員7人で構成
議会定数	18から23。現大阪市会の各区の定数を引き継ぐ	25から50。各区が条例で決めたもの
地域自治組織	旧行政区に地域自治区・地域協議会	特になし

事務分担①	中核市の事務	一般市の事務
同②	地域まちづくり、住民生活密着の都市基盤整備等の事務	保健所設置市の事務
同③	府や政令市の権限にかかる事務のうち、住民に身近な事務	都から移譲された一部の事務
同④	現大阪市の独自任意事務で府に移行しない事務	
府・都が担う事務	大阪全体の成長、都市の発展、安全・安心に関わる事務	大都市行政の一体性及び統一性確保のため必要な市の事務
一部事務組合①	介護保険事業、 水道事業及び工業用水道事業	特別区人事厚生事務組合（人事・企画、法務、厚生施設、研修、特別区教育委員会事務局）
同②	住民情報系7システムの管理	清掃一部事務組合
同③	福祉施設13類型、市民利用施設10類型、その他5類型	特別区競馬組合
同④	未利用の大阪市保有財産の一部管理	
機関共同設置①	監査委員及び監査委員事務局	
同②	心身障がい者リハビリテーションセンター	
区以外を含む共同処理①	水防事務組合（3組合）	都後期高齢者医療広域連合
同②	府後期高齢者医療広域連合	
同③	大阪広域環境施設組合（一般廃棄物焼却処理事業等）	

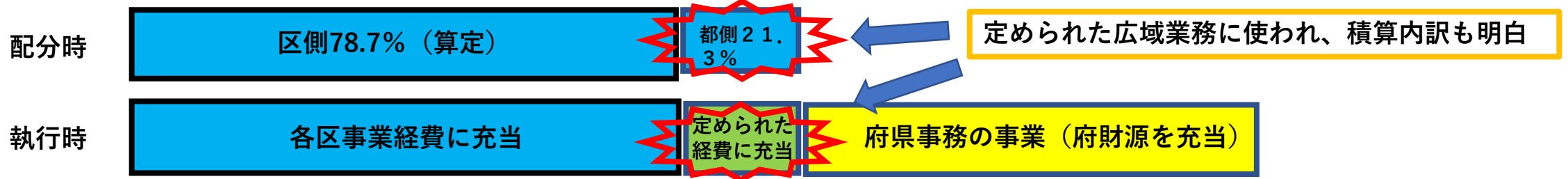
都（府）区の財源調整イメージ

【都（府）区財政調整制度】

◇東京＝住民税法人分・固定資産税・特別土地保有税



◇大阪＝住民税法人分・固定資産税・特別土地保有税・地方交付税交付金・法人事業税交付金



【目的2税の取り扱い】

◇東京

都市計画税

都の予算により都市計画交付金を交付。
協議の対象外。事業実績に見合わず

事業所税

配分無し
全額都財源

◇大阪

都市計画税・事業所税

目的税交付金として、実績見合いで特別区に交付

一般財源比較（住民一人当たり）

東京23区	総額 (百万円)	住民一人当たり (万円)
税収等	1,319,536	14.2
都市計画交付金	19,452	0.2
特別区財調交付金	987,804	10.7
一般財源 計	2,326,792	25.1

大阪特別区	総額 (百万円)	住民一人当たり (万円)
税収等	249,632	9.3
目的税交付金	44,118	1.6
特別区財調交付金等	355,333	13.2
一般財源 計	649,084	24.1

東京特別区と遜色ない大阪特別区
の一般財源規模

※平成28年度決算数値

※人口は、東京23区が9273千人、大阪特別区が2691千人、
近隣中核市全体が2595千人。（平成27年国勢調査）

※近隣中核市は、組織体制の検討に用いられた6市（豊中、
高槻、枚方、東大阪、尼崎、西宮）。

(参考) 近隣中核市	総額 (百万円)	住民一人当たり (万円)
税収等	470,378	18.1
地方交付税等	99,033	3.8
一般財源 計	569,411	21.9

大阪都構想の視点 「『副首都・大阪』にふさわしい 新たな大都市制度の実現」

①府と市が統合して、都と区をつくる…府も市も無くなる

広域も基礎もともに自治の構造を創りなおす
ダイナミックな広域自治体と機動的でキメ細かな基礎自治体

②広域司令塔機能を一本化…府市の力を結集して今までなかった新しい「都」への発展

府・市ともに多くの事業実績。二重行政の負の側面もあったが、成果も多くあった。ポテンシャルは大きい
二つの頭（首長）は一つになる。問題は、二つの体（府市）のポテンシャルを合体し、相乗効果を生み出すこと
広域司令塔機能を有効に保つガバナンス力を持てるか否か

首長は象徴であり、決断する機能。頭脳は組織の中にある。市と府の頭脳を合わせて、より優秀な頭脳集団をつくる

理念・組織・行動を司るマネジメントのシステムが何より重要
府・市の両組織を合体させた新たな組織のマネジメント体制の構築が急がれる
マネジメントは科学であり、論理的整合性が裏付け。マネジメントの論理構築を急ぐべし

③身近な自治機能を充実強化…都と連携して機能する特別区の確立

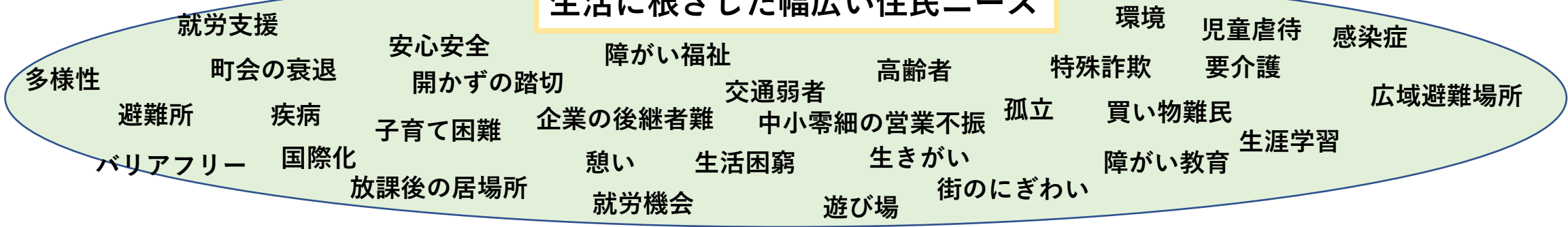
首長のスパン・オブ・コントロールが全ての前提であり、今示されている根拠は「ニア イズ ベター」のみ。

様々な大きさの自治体は既に存在する。50万人～70万人は十分に大都市。

「ニア イズ ベター」仮説の検証が第1。

近さだけでなく規模論の検証も必要。規模のメリット・デメリット。 地域自治組織の効果も含め、
「大きくても身近で小回りの利く」自治のあり方を確立するべし

生活に根ざした幅広い住民ニーズ



地域自治団体 消防団 地域防災組織 企業 医療介護福祉の社会資源 NPO ボランティア PTA 商店会

地域協議会

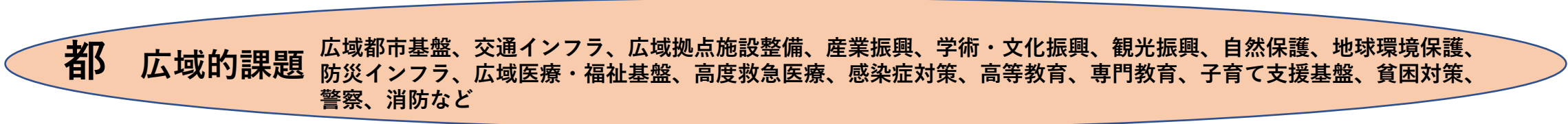
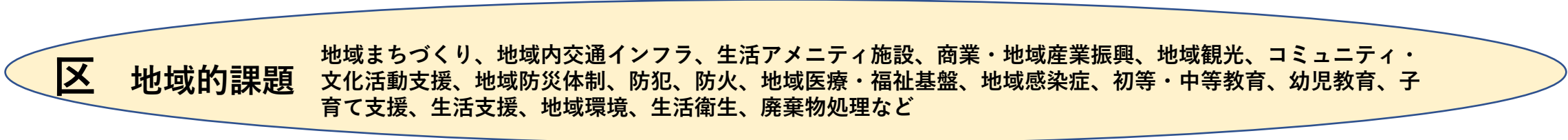
地域協議会

地域協議会

地域協議会

地域にはその場所、地域単位、住民集団ごとに特徴や課題がある。身近な単位で最適な解決策 = ニア イズ ベター

補完性の原理



品川区の事例

品川成年後見センター 品川区社会福祉協議会への委託事業

主な事業 ①成年後見の制度利用相談・手続き支援②法人後見人等の受任③後見監督人等の受任④あんしんサービス事業⑤成年後見申立の代理申請⑥成年後見人報酬等助成事業実施⑦市民後見人の養成⑧成年後見人制度の普及・啓発

品川成年後見センターの事業

成年後見センター事業

利用者本人の意向や判断能力・生活状況等に応じて必要な支援を行えるよう、成年後見制度、福祉サービス利用援助事業、公正証書遺言作成支援等を重層的かつ柔軟に組み合わせ、総合的なサービス提供を行います。また、品川区の成年後見制度実施機関として成年後見制度の普及啓発、相談業務を行います。

(1) 相談・手続支援

申立人や後見人になる親族がいる場合には、成年後見制度やその利用の手続を案内し、必要な支援を行います。また、申立人や後見人になる親族がいない場合には、次の成年後見制度によるサービスを提供します。

① 任意後見

将来の不安に備える「任意後見契約」を希望する場合は、社協が任意後見受任者となり、「あんしんサービス契約」・「公正証書遺言」と組み合わせてサービスを提供することで、高齢者の不安に応えます。

※あんしんサービス契約

身近に親族がいない高齢者や障害者に対して、定期的に訪問し、日常生活の維持に必要な金銭管理や各種手続の代行等の支援を行います。

② 法定後見

支援が必要であると判断された場合は、区と連携して積極的に区長申立てを活用し、社協が「法人後見人」等を受任、または市民後見人や関係団体に依頼するなど、制度利用を促進します。

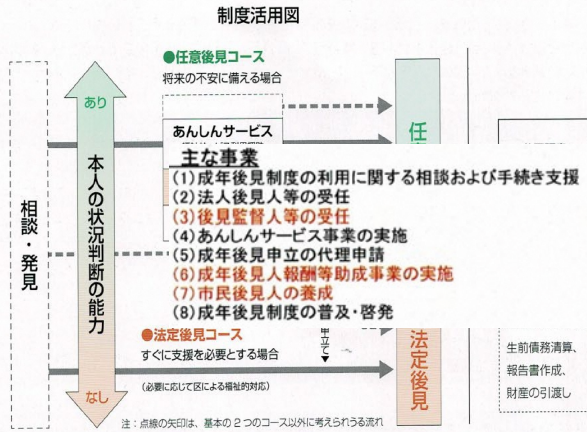
(2) 成年後見センター運営委員会による円滑で適正な制度運営の担保

学識経験者、医師、法律・福祉・行政関係者等からなる「品川成年後見センター運営委員会」を組織し、区社協による後見受任の適否や提供しているサービス内容等の必要な事項の審査および事業の監査を行っています。

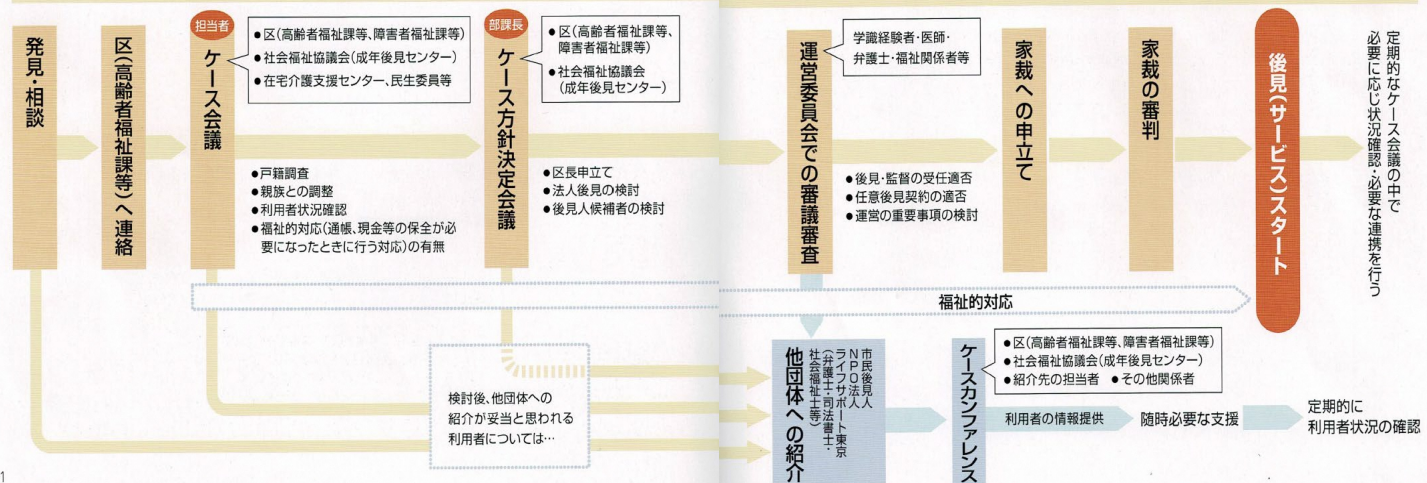
あんしん居住サポート事業

区の高齢者住宅生活支援サービス事業の委託を受けて、住宅の確保に困難している高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、見守り等の生活支援から死亡時における家財撤去等および葬儀等支援までの一体的なサービスを提供します。

重層的な制度活用



発見・相談から成年後見制度利用までの流れ



「あんしんの3点セット」

1 あんしんサービス契約

月に1回、ご自宅に品川成年後見センターの支援員が訪問して、あなたの健康状態を確認します。適切な時期に任意後見制度につなげます。

こんにちは
お元気
ですか？



● あんしんサービス個別サービス

1回 1,200円+（交通費実費）

1時間 1,200円+（交通費実費）

※1時間以上は、30分毎に600円加算

福祉サービス
利用契約のお手伝い
介護保険の申請や福祉サービスの利用手続

金融機関
取引のお手伝い
預金の出金をします
（金融機関によってはお手伝いできない場合もあります）

病院など
付き添いのお手伝い
病院の同行をします
介護が必要ときは他機関と連携します

入院手続のお手伝い
入院手続の代行をします

生活費のお届け、
支払いのお手伝い
お預かりした生活費をお届けします



※事前の申し込みが必要です。

2 任意後見契約

p. 5-6

あなたと品川区社会福祉協議会（以下当会）が公正証書で任意後見契約を結びます。あなたの判断能力が低下したときに、当会が任意後見人となり援助していきます。

3 公正証書遺言作成支援

p. 13-14

公正証書遺言は、死亡後からあなたの希望された葬儀や相続などが実行されます。

千代田区の事例

生活環境条例 歩きタバコの罰則付き禁止など

平成14年の制度施行時には歩きタバコに罰金を課すということで、全国的に話題になった。直接、影響をこうむる隣接区をはじめ、同様に条例で歩きタバコを禁じる区は出たが、罰金を徴収するところはない。

安全で快適な千代田区の生活環境の整備に関する条例

区では、区内の生活環境の改善を目的として、全国で初めて喫煙に罰則を設けた「安全で快適な千代田区の生活環境の整備「安全で快適な千代田区の生活環境の整備に関する条例」を制定し、平成14年10月1日に施行しました。

この条例の制定の背景には、地域からの悲痛な「声」がありました。

詳しくは、[千代田区生活環境条例のあらまし](#)をご覧ください。

- [安全で快適な千代田区の生活環境の整備に関する条例 \(PDF: 270KB\)](#)
- [安全で快適な千代田区の生活環境の整備に関する条例施行規則 \(PDF: 197KB\)](#)

生活環境条例の規制内容

違反者への区の対応と措置は、次の表のとおりです。取り締まりは、地域の方々や警察などの関係行政機関と密接に連携・協力して行います。

区内は、皇居を除く全域が路上禁煙地区となっています。

路上禁煙地区で喫煙し、または吸い殻をポイ捨てした場合は、過料処分の対象となります。

規制の対象となるたばこは、紙巻きたばこおよび加熱式たばこです。

なお、路上喫煙の過料の額は、当面**2,000円**とします。

過料は、職員証を携帯している区の職員が告知し、納付書または直接その場でお支払いいただきます。

指定地区については、[生活環境条例 路上禁煙地区、環境美化・浄化推進モデル地区](#)のページをご覧ください。

違反者への区の対応と措置

区域	禁止事項	罰則等	改善命令違反
区内全域	公共の場所での以下の行為が禁止されます。 <ul style="list-style-type: none">● 吸い殻や空き缶等のポイ捨て● 落書き● 置き看板等の放置● チラシ等配付物の散乱● ベットのふん等の放置● 善良な風俗を害する活動とその援助協力	(生活環境を著しく害している場合) <ul style="list-style-type: none">● 改善命令	氏名・住所等の公表
路上禁煙地区 (区内全域)	道路上および区長が特に必要があると認める公共の場所において、以下の行為が禁止されます。 <ul style="list-style-type: none">● 喫煙● 吸い殻のポイ捨て	過料 (2万円以下)	-
環境美化・浄化 推進モデル地区 (注釈)	公共の場所での以下の行為が禁止されます。 <ul style="list-style-type: none">● 吸い殻や空き缶等のポイ捨て● 落書き● 置き看板等の放置	(生活環境を著しく害している場合) <ul style="list-style-type: none">● 過料 (2万円以下)● 改善命令	1. 氏名・住所等の公表 2. 罰金 (5万円以下) 3. 告発
	公共の場所での以下の行為が禁止されます。 <ul style="list-style-type: none">● チラシ等配付物の散乱● ベットのふん等の放置● 善良な風俗を害する活動とその援助協力	(生活環境を著しく害している場合) <ul style="list-style-type: none">● 改善命令	氏名・住所等の公表
違法駐車等防止 重点地区	違法駐車	警察による取り締まり	警察による取り締まり

(注釈) 「環境美化・浄化推進モデル地区」とは、「特に環境の美化及び浄化の改善を図る必要があると認められる地区(第20条)」として、指定された地区です。

足立区の事例

初の区施行による
鉄道の連続立体交差事業

東武伊勢崎線竹ノ塚駅付近の開かずの踏切。2005年、遮断機の誤操作で4人の死傷事故が発生。東京都は開かずの踏切対策で他に優先順位が高い箇所があるとして、事業化されていなかった。住民の強い要望を受け、区が事業化

事業の概要

1. 路線名 都市高速鉄道東武鉄道伊勢崎線
2. 区間 竹ノ塚駅付近
(足立区栗原四丁目～足立区東伊興三丁目)
3. 延長 約 1.7 km
4. 駅施設 竹ノ塚駅
・ホーム延長 約 170 m
・ホーム幅員 約 9 m
5. 構造形式 高架式 (高上式) および地表式

除却される踏切(2か所)

踏切道の名称	道路の名称	現況踏切道の幅員
伊勢崎線第37号踏切	区道足立第2号線 (赤山街道)	14.0 m
伊勢崎線第38号踏切	区道舎人第282号線	5.8 m

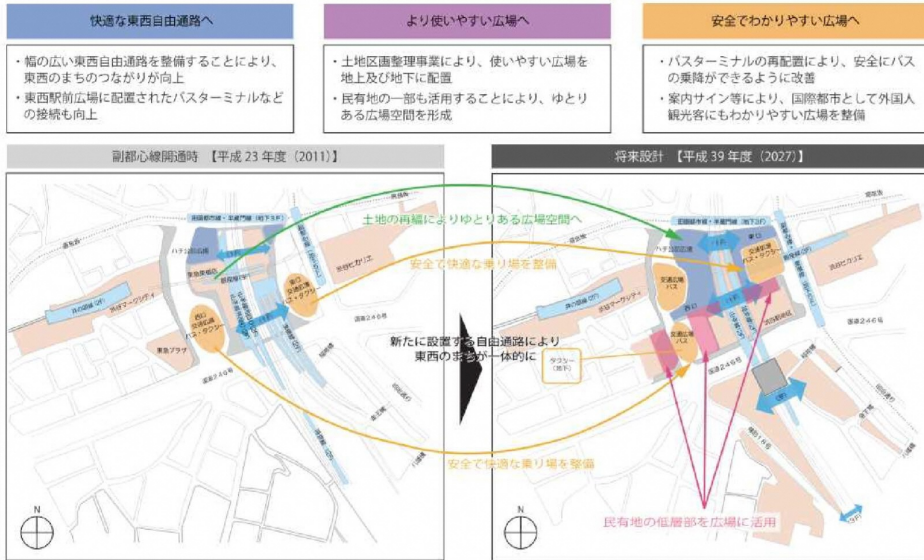
位置図



渋谷区の事例 渋谷駅周辺まちづくり

100年に一度と言われる大改造が進んでいる渋谷駅周辺。特定都市再生緊急整備地区やアジアヘッドクォーター特区など指定を受け、国・都・区が協力して推進

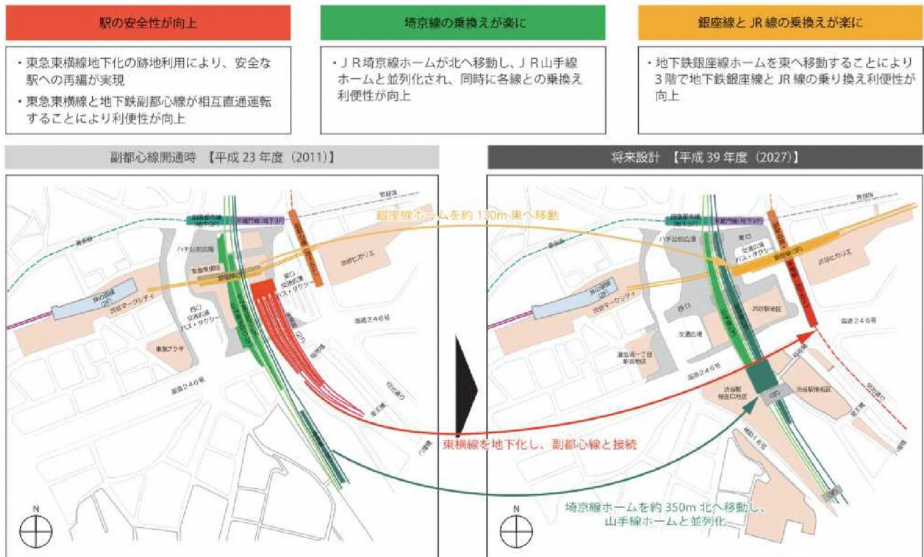
安全で快適な広場空間へ（駅前広場）



五街区



安全でわかりやすく便利な駅へ（鉄道施設）



一般社団法人の設立



渋谷駅中心地区の都市計画特別地区の提案に際し、官民連携でのエリアマネジメント組織の設立を合意

渋谷駅前エリアマネジメント協議会

名称 渋谷駅前エリアマネジメント協議会（任意団体）
 設立 2013年5月30日

任意団体が構築した規制緩和スキームを基に、公共空間での屋外広告物掲出と公益的取組の実施主体を設立 →実行フェーズへ

一般社団法人渋谷駅前エリアマネジメント

名称 一般社団法人 渋谷駅前エリアマネジメント
 設立 2015年8月18日